

業務部速報

No. 87

発行 18. 4. 24

JR東労組 業務部

申24号 「駅等の営業活動に係る定例巡回確認業務の委託について」に関する申し入れ 団体交渉行う！

1. 「駅等の営業活動に係る定例巡回確認業務」とは、具体的にどのような業務を指すのか明らかにすること。

定例巡回確認業務とは、支社営業部が2年1回各現場を巡回し、駅等の金銭出納事務、運輸収入事務、営業事故防止に係る実地確認業務

組合 どのような手法で、受託会社が直営駅の確認を行うのか明らかにすること **会社** 本体がチェックリストを統一的に作成し、受託会社はチェックリストで確認を行う **確認!!**

組合 業務委託後の履行確認の方法について明らかにすること **会社** 問題・課題があればその場で指摘をし、支社に対しても報告を行う **確認!!**

委託する会社は、実地指導等の能力がある駅業務受託会社とする **確認!!**

2. 「駅等の営業活動に係る定例巡回確認業務」を委託する目的と根拠を明らかにし、なぜ効率的な業務執行体制になるのかを明らかにすること。

目的は、受託会社の ①効率的な業務運営体制の構築 ②営業指導体制の強化

支社営業部はこれまでと同様に、現場に随時巡回・指導を行うこと **確認!!**

各地方での労使議論は「施策実施に関する確認メモ」に則り行っていく **確認!!**

3. 「駅等の営業活動に係る定例巡回確認業務」を行う社員に求められる必要な資格や経験を明らかにすること。

組合 実地確認業務に関して、受託会社の教育体制を明らかにすること。 **会社** 受託会社のプロパー社員の経験者は多くなく、エルダー・出向者が育成・教育をする

60歳以降のエルダー社員の雇用の場とすること **確認!!**

出向を目的とした業務委託ではないこと **確認!!**

4. コンプライアンスの観点から、各駅で設定されている「現金取扱内規」等をどのように変更するのか明らかにし、営業事故防止に努めること。

組合 受託会社社員が直営駅に入る際の手順を明らかにすること **会社** 現場に事前に通知して、現場と調整の上で受託会社社員が入っていく **確認!!**

今施策に伴って、偽装請負は発生させない。営業事故も増加させない **確認!!**

5. 「駅等の営業活動に係る定例巡回確認業務」を委託することによって、JR本体の技術・技能を低下させない根拠を明らかにし、駅を運営する力を低下させないこと。

JR本体の支社社員・現場社員の技術・技能の低下はない **確認!!**

営業職場の将来をみんなで語り合おう!!